

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成25年11月18日 定例庁議	
開 催 日 時	平成25年11月18日（月）午前9時10分～午前9時50分	
開 催 場 所	市長公室	
出 席 者	<p>富岡市長、田中副市長、和田教育長、星野審議監（秘書担当）、田中審議監（政策企画担当）、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、田中生涯学習部長、内田監査委員事務局長</p> <p>（事務局）</p> <p>村山政策企画室長、佐藤同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事、稲葉秘書室長補佐</p>	
会 議 内 容	1 平成25年第4回朝霞市議会定例会提出議案について	
会 議 資 料	平成25年第4回朝霞市議会定例会提出議案	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

(1) 平成25年第4回朝霞市議会定例会提出議案について

議案第93号 平成25年度朝霞市一般会計補正予算（第2号）

（小林総務部長）

- ・歳入歳出予算の補正は、700,014千円増額する。累計額は、36,540,533千円である。
- ・債務負担行為の補正は、広報あさか等配布事業をはじめ7事業について、毎年度通り事業を滞りなく進めるために設定するものである。
- ・地方債補正は、新たに岡通線整備事業をはじめ3事業について追加するものである。また、浜崎放課後児童クラブ保育室建設事業は、年度額の変更を行うとともに実施するものである。
- ・歳入について説明する。国庫支出金は、実績に伴い障害者自立支援給付費負担金など増額することになり、全体とすると47,529千円増額となる。
- ・県支出金についても交付額の確定に伴い、埼玉県分権推進交付金の減額、また、歳出見込みにより、障害者自立支援給付費負担金などの増額に伴い、46,835千円増額する。
- ・財産収入は、テレビ埼玉の株主配当を毎年同様受け入れている。
- ・寄付金はふるさと納税について7件129千円である。
- ・繰入金は財政調整基金から333,269千円繰り入れている。
- ・諸収入は、過年度収入として、障害者自立支援給付費負担金精算交付金、また、再商品化合理化配分金を計上して、5,589千円増額である。
- ・市債は、事業の確定に伴う浜崎放課後児童クラブ保育室建設事業債の変更、新たに追加する土地開発基金からの買い戻しのために必要な事業債として計上している。
- ・給与費明細について説明する。今回、一般的な給与改定はないが異動によるほか、特例措置による減額措置である。一般会計においては、給料が203,889千円、職員手当が45,556千円減額としている。内訳として、臨時特例に伴う減額が166,531千円である。
- ・歳出関係について説明する。議会費は、議場に質問席を設けることになり、卓上書面台購入費などを計上したが、給与特例の減額により、全体で5,089千円減額している。
- ・総務費は、全体で90,371千円減額している。給与減額のほか、機構改革に伴う備品や電算関係の費用が含まれている。
- ・民生費は、全体で645,030千円増額としている。大きな要因は、介護保険利用者負担軽減対策費補助事業などがあげられるが、特に国民健康保険特別会計繰出事業で550,000千円計上しているのがかなりの割合を占めている。
- ・衛生費は、人件費及び一部事務組合の負担事業を減額している。先ほど、民生費の中では、飛ばしてしましたが、一部事務組合も特例措置を設けて給与減額を行っている。民生費、衛生費、総務の消防関係は負担金の減額という形で処理している。
- ・農林水産業費は、人件費のみ減額である。

- ・商工費についても一部寄付金の振替をしているが人件費の減額である。
- ・土木費は、人件費の減額のほか、道路照明灯整備事業の電気代上昇に伴う増額、排水機場維持管理事業の修繕に関して増額としている。このほか、景観まちづくり推進事業費、道路、公園、下水道特別会計事業の繰り出しなどにより、全体で276,907千円増額となる。
- ・消防費は、先ほど衛生費の中でも説明したが、一部事務組合の負担金減額である。
- ・教育費は、全体で74,867千円の減額である。人件費、財源振替、中央公民館の委託料の減額が主である。
- ・公債費は、元金部分を増額している。
- ・補正予算の説明は以上であるが、国民健康保険の滞納は財政調整基金から充てざるを得ない状況なので基金の現在高状況調について説明する。財政調整基金の平成25年度末高は、今回取崩す関係で、見込みであるが283,614千円である。

[質問等]

なし

議案第94号 平成25年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（中村健康づくり部長）

- ・歳入歳出それぞれ256,610千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,439,187千円とする。
- ・歳入について説明する。第3款国庫支出金第1項国庫負担金第1目療養給付費等負担金については、歳出の一般被保険者に係る保険給付費の増額に伴い122,517千円を増額している。
- ・第4款療養給付費等交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知により、14,439千円増額している。
- ・第5款前期高齢者交付金についても、社会保険診療報酬支払基金からの決定通知により、421,538千円減額する。
- ・第6款県支出金第1項県負担金第2目財政調整交付金については、前年度実績を踏まえ31,537千円減額する。
- ・第9款繰入金第1項一般会計繰入金は、550,252千円を増額し、第2項基金繰入金は、9月の1号補正で積み立てを行った、15,792千円を取り崩すものである。これにより、保険給付費支払基金の残高は6千円となる。
- ・歳出について説明する。第2款保険給付費は、平成25年度における医療費の伸びを過去の医療費動向から勘案し増額補正するもので、第1項療養諸費の一般被保険者療養給付事業では、79,222千円増額する。
- ・第2項高額療養費の退職被保険者等高額療養費支給事業では、7,051千円を増額する。
- ・第3款後期高齢者支援金等の後期高齢者支援事業では、社会保険診療報酬支払基金の確定通知により140,223千円増額する。
- ・第7款共同事業拠出金の保険財政共同安定化事業拠出金拠出事業は、埼玉県国民健康保険団体連合会からの概算決定により、26,871千円増額する。

[質問等]

なし

議案第95号 平成25年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算（第3号）

（柳原都市建設部長）

- ・歳入歳出予算をそれぞれ92,383千円増額し、総額を歳入歳出それぞれ1,835,770千円とする。
- ・歳入について説明する。第2款使用料及び手数料では、今年6月議会で条例改正し新たに徴収することとした指定下水道工事店指定等事務手数料1,800千円増額する。
- ・第3款繰入金は、一般会計繰入金を1,883千円増額する。
- ・第6款市債は、国庫補助金への財源振替により、公共下水道事業債を18,000千円減額する。
- ・第7款国庫支出金は、国庫補助金に当初予算で計上した事業に対する採択済額71,000千円と本補正予算で新たに計上する事業に対する追加採択の見込み額35,700千円を合わせて、106,700千円の社会資本整備総合交付金を増額する。
- ・歳出について説明する。第1款下水道総務費の一般管理費は、職員給与減額支給措置及び人事異動等に伴う補正であり、1,644千円減額する。
- ・第2款下水道事業費の污水管事業費は、国庫補助の採択に伴い地方債から国庫支出金へ財源振替を行うものである。
- ・雨水管事業費は、アクションプランである雨水排水の緊急改善対策を前倒しで行うものであり、設計委託料および工事請負費94,000千円増額する。
- ・第2表の繰越明許費は、雨水対策事業の一部において年度内の作業完了が困難なことから、翌年度に繰り越すものである。
- ・第3表の地方債補正は、本補正に伴い公共下水道事業費の借入限度額の変更および国庫補助の採択に伴う変更である。

[質問等]

なし

議案第96号 平成25年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第2号）

（中村健康づくり部長）

- ・歳入歳出それぞれ123,688千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ5,296,843千円とする。
- ・歳入について説明する。歳出の保険給付費の増加に伴い、第3款国庫支出金第1項国庫負担金第1目介護給付費負担金について、24,732千円増額する。
- ・第4款支払基金交付金第1項支払基金交付金第1目介護給付費交付金は、35,861千円増額する。
- ・第5款県支出金第1項県負担金第1目介護給付費負担金は、15,457千円増額する。
- ・第7款繰入金第1項一般会計繰入金第1目介護給付費繰入金は、15,457千円増額する。
- ・第2項基金繰入金第1目介護保険保険給付費支払基金繰入金は、32,153千円増額する。
- ・歳出について説明する。第2款保険給付費では、サービス給付費の動向を踏まえ、第1項介護サービス等諸費第1目居宅介護等サービス給付費について、99,169千円増額する。
- ・第2目地域密着型介護サービス給付費は、27,913千円減額する。
- ・第3目施設介護サービス給付費は、32,371千円減額する。
- ・第2項介護予防サービス等諸費第1目介護予防サービス給付費は、53,218千円増額する。

- ・第4項高額介護サービス等費第1目高額介護サービス費は、11,315千円増額する。
- ・第5項特定入所者介護サービス等費第1目特定入所者介護サービス費は、16,442千円増額する。

[質問等]

なし

議案第97号 平成25年度朝霞市水道事業会計補正予算（第1号）

（池田水道部長）

- ・人件費のみの補正である。収益的収入及び支出は、11,938千円減額する。
- ・資本的収入及び支出は、1,231千円減額する。
- ・総額13,169千円減額で、予算は208,237千円となる。

[質問等]

なし

議案第98号 朝霞市職員定数条例の一部を改正する条例

（田中審議監）

- ・全庁の職員定数の総計は、現行の799人を維持させる。その上で、現在の職員配置の実態と平成26年4月1日に要求している組織機構変更時の職員配置の予定等を勘案して、各部局の定数を次のとおり変更する予定である。
- ・市長の事務部局は、現在の職員数573人であるが、組織機構の変更等により増員が見込まれることから、市長の事務部局の職員定数を575人から610人に改める。
- ・議会の事務部局は、現行の7人の定数を9人とし、将来的な体制の充実に対応可能とする。
- ・選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会の事務部局は定数に変更ない。
- ・教育委員会の事務部局は、現在の職員数133人であるが、組織機構の変更により、青少年育成や私立幼稚園就園費等の交付事務が市長の事務部局へ移ることに伴い、職員の減員が予定されていることから、定数は現行の164人から138人に改めたいと考えている。なお、本議案については、教育委員会の定数の改正が含まれるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、去る10月24日開催の教育委員会定例会に諮り同意を得たところである。
- ・水道事業の事務部局は、現在の職員数が23人であり、今後の人員の異動の可能性を考慮した上で、現行の定数39人から28人に改めたいと考えている。
- ・本条例は、平成26年1月1日から施行したいと考えている。

[質問等]

なし

議案第99号 朝霞市下水道条例及び朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例

（池田水道部長）

- ・平成26年4月1日の消費税率引き上げに伴い、下水道使用料及び水道料金に係る消費税率を現在の5パーセントから8パーセントに改める。
- ・第1条の第15条第1項は下水道使用料を定めている。
- ・第2条の第7条は水道料加入金について、第24条は水道料金についてである。

- ・附則では、国が示す経過措置について規定している。水道料金の検針業務は、2か月に1度であることから、税率変更後の平成26年4月1日をまたいで使用されている方について、従前の税率で対応することを規定しているものである。例えば、3月10日に検針をされている方は、2ヶ月後の5月10日が次の検針日となる。4月1日をまたいでいることから、今回の検針分については、従前の5パーセントの税率が適用され、5月11日以降の使用分については、税率8パーセントが適用される。近隣3市も国の経過措置を条例の附則に規定することで対応すると聞いている。

[質問等]

(富岡市長)

- ・検針日のずれで、不利益をこうむる方は出ないのか。

(池田水道部長)

- ・事業者とは、1日ずれなどで市民が不利益を受けないよう検針日の調整を図っている。

(富岡市長)

- ・金額について消費税の転嫁はどのようになるのか。端数処理など。

(池田水道部長)

- ・現在の単価は125円13銭で外税であるので、そのまま8パーセントを転嫁することになる。1円未満は切り捨てになる。

議案第100号 朝霞市緑化推進条例の一部を改正する条例

(柳原都市建設部長)

- ・朝霞市緑化推進条例に基づき設置している朝霞市緑化推進会議において、市民参画の機会の充実に図るため、現行の市職員枠を廃止し、新たに公募市民の枠を設置するとともに今後、緑の基本計画の見直しが控えていることから、より専門的な意見を求めることを目的として、委員構成及び定数を変更する。
- ・この条例は、平成26年2月1日施行を予定している。

[質問等]

(富岡市長)

- ・委員の人数構成はどのように考えているのか。

(柳原都市建設部長)

- ・改正前は、それぞれ人数枠を設けていたが、附属機関の先行する条例とあわせて人数については明記していないため、予定として説明する。市議会の議員は4人以内であったが2人、学識経験者2人、関係行政機関2人、まちづくり関係団体の代表者1人、社会福祉関係団体の代表者1人、環境関係団体の代表者1人、商工業関係団体の代表者1人、農業関係団体の代表者1人、公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民は最大5人を想定している。

議案第101号 朝霞市市営住宅条例の一部を改正する条例

(柳原都市建設部長)

- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正され「保護」が「保護等」に改められることに伴い、同法律を引用している朝霞市市営住宅条例の一部を改正する。
- ・この条例は、平成26年1月3日から施行したいと考えている。

- ・「保護等」の趣旨であるが、今までは、配偶者だけが対象であったが、婚姻関係でなくても共同で住んでいる男女も対象になる。

[質問等]

なし

議案第102号 朝霞市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例

(小林総務部長)

- ・ 臨時的任用職員の処遇改善を図るとともに、地方自治法及び地方公務員法に基づき条例により運用を行うものである。
- ・ 一般職非常勤職員制度を新たに導入し、臨時的任用職員と二本立てになるが、基本的には、一般職非常勤職員が中心になる予定である。これらにより、報酬及び賃金に関すること、勤務時間や休暇等について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する。
- ・ 本条例については、平成26年4月1日施行を考えている。

議案第103号 市道路線の認定について

(柳原都市建設部長)

- ・ 駅東通線整備事業により歩行者専用道路を整備したことから認定する。市道第856号線、幅員4.5メートル、延長29メートルで議会の議決後、当該路線に関し、路線認定、区域決定、供用開始の告示を順次行う予定である。

[質問等]

なし

議案第104号 指定管理者の指定について (健康増進センター)

(中村健康づくり部長)

- ・ 朝霞市健康増進センターの指定管理者として株式会社明治スポーツプラザを平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間指定する。
- ・ 予算に関しては、一般会計補正予算第2号の中で債務負担行為を設定している。
- ・ 経過は、10月10日、11日の申請書受付期間に2社から提案を受け、健康づくり部、福祉部の部課長で構成する選定委員会幹事会の中で書類審査とプレゼンテーションの審査を行い、10月30日に評価を取りまとめ、11月5日の朝霞市指定管理者選定委員会の審査を経て、株式会社明治スポーツプラザを選定した。

[質問等]

なし

議案第105号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見を求めることについて

(小林総務部長)

- ・ 朝霞市推薦の栗山昇氏の任期が平成26年3月31日をもって満了となるが、同氏を再び委員に推薦させていただきたく提案する。

[質問等]

なし

【結果】

- ・原案のとおり、決定とする。

【閉会】